

国民健康保険システム標準化検討会 合同 WT

【日時】令和 4 年 12 月 7 日(水) 15:00～16:30

【場所】オンライン会議

【出席者(敬称略)】

(座長)

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

(構成員)

藤原 翔馬 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主任  
本田 光宏 仙台市健康福祉局保険年金課 主幹兼保険係長  
寺島 勇次 宇都宮市保健福祉部保険年金課国保税グループ 主任主事  
佐藤 涼 宇都宮市保健福祉部保険年金課国保給付グループ 主任主事  
市川 雄太 船橋市企画財政部行政経営課 主事  
安田 信一郎 中野区区民部保険医療課資格賦課係 主事  
長島 洋介 中野区区民部保険医療課国保給付係 主事  
南 大介 都城市健康部保険年金課 副主幹  
白谷 暁 都城市健康部保険年金課 副主幹  
今東 輝子 都城市健康部保険年金課 主査  
  
三浦 裕和 株式会社 RKKCS 保険福祉システム部 部長  
渡邊 毅 株式会社 TKC 国民健康保険システム技術部 技術部長  
小林 大士 株式会社電算 ソリューション 2 部  
石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー 国保ビジネス推進部  
課長  
城戸 浩二 行政システム九州株式会社 ソリューションビジネス推進部 部長  
岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 シニアプロフェッショナル  
広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当  
大村 周久 富士通 Japan 株式会社 住民情報ソリューション事業部 第一ソリューション部 部長

(オブザーバー)

丸尾 豊 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐  
水村 将樹 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐  
伊藤 豪一 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム プロジェクトマネージャー  
前田 みゆき デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム プロジェクトマネージャー  
池端 桃子 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 地方業務標準化エキスパート  
與那嶺 紗綾 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 地方業務標準化エキスパート  
小此木 洗樹 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付  
羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官  
寺本 勝敏 厚生労働省保険局国民健康保険課 国民健康保険 保険者システム調整専門官  
北田 昌輝 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係  
杉山 勝治 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係  
佐藤 成也 厚生労働省保険局国民健康保険課

島添 悟亨 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐  
巢瀬 博臣 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐  
吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

#### 【次第】

1. 開会
2. 座長挨拶
3. 構成員照会・挨拶
4. 第1回合同ワーキングチーム
5. 事務局からの連絡事項について
6. 質疑応答
7. 閉会

#### 【配布資料】

- 00\_【会議次第】
- 01\_【資料 No.1】第1回合同ワーキングチーム
- 02\_【資料 No.1 別紙1】検討・課題事項一覧\_国保
- 03\_【資料 No.1 別紙2】帳票レイアウト改善方針案
- 04\_【資料 No.2】事務局からの連絡事項
- 05\_(別紙4)国保\_帳票レイアウト\_02\_賦課管理\_06\_国民健康保険料(税)納入通知書
- 06\_(別紙4)国保\_帳票レイアウト\_03\_給付管理\_08\_高額介護合算療養費勸奨通知書

#### 【ご意見概要】 ※次第4. について記載

##### <次第4. について>

- 事務局からの説明の通り、デジタル庁においても、指定都市に関する機能要件の点検や実装類型に係る点検、共通機能に係る実装上の検討を集中的に進めているところである。2025年度までの標準準拠システムへの移行については、閣議決定で基本方針を定め、検討等を進めてきたところであるが、いよいよ、本格的に作業に取り組んでいくにあたり、今年度中を目途に国が定める標準仕様書や共通機能等は、一定の精査をして、区切りをつけていかなければいけないと考えている。

国保の検討会においても標準仕様書に残された課題も含めて検討していくことは非常に重要であると考えており、きちんと連携をしながら取組みを進めていきたいと思っている。

特に指定都市の機能要件の検討については、指定都市において作業の重複等に対するご懸念があると思うが、懸念点については、今後も事務局、厚生労働省と連携し、他の業務と同じようにきちんと点検がなされているという状態ができることが重要であると考えている。

政令指定都市をはじめ、自治体の皆様にご理解ご納得いただける内容にすることが重要であり、細部に至るまで検討を尽くしていきたい。

##### <項番1>

- ご意見なし

##### <項番2>

- 【資料 No.1】の8ページについて、説明文の中には文字要件に関して、現時点で令和7年度までの標準準拠システムへの切替の要件に含めて、改修を行うことは困難であること

が課題とされており、方針としては第 1.1 版においては、本要件に適合することは求めないということになっている。例えば、第 1.2 版などで、要件について指示が出てくるといった場合、その上の課題の現時点でもう間に合わないというところと少し矛盾するのではないか。

このような要件こそ国保単独で決めるのではなく、標準化の趣旨からも横並びで決めるべきであるため、デジタル庁から横並び方針として示してほしい。

→文字要件については、デジタル庁において、各業務横断的に整理をしていく必要があると考える。8月に第 1.0 版のデータ要件・連携要件の標準仕様書を策定し、文字要件について記載しているが、詳細化等に係る具体的な今後の方向性については関係省庁と協議をしながら、早急に方針等を示していく必要があると考える。

協議を行った結果、方針を踏まえて変更点があるとするれば、今年度末にはその他の標準仕様書と併せて、データ要件・連携要件標準仕様書の改版というような形で、整理を行っていきたいと考える。

→【資料 No. 1】の 8 ページの赤書きについては、特に追記しなくても良いという認識で良いのか。今の説明については、デジタル庁で方針を決定するまでは対応を行わないという理解で良いのか。

→デジタル庁の作業に関するスケジュールは教えていただけるか。

→スケジュールについては、期間がない中ではあるが、年内には方向性等について示していきたいと考えている。年末年始かけてしっかり検討を進めていきたいと考えている。

最終的には、3月までの間に随時、検討状況等について情報提供させていただきたいと考えている。

→お話いただきました内容を踏まえて、基本的にはデジタル庁からの方針の発出を待って対応するという方向で検討させていただきたい。

- 帳票要件の横並び方針のドキュメントの中に「印刷データ出力」という項目がある。その中では、帳票等の印刷のために当該帳票とのデータについて CSV 形式のテキストファイルを作成して出力することが必須機能とされており、そこにカスタマーバーコード等の二次元コードがある場合には、その値をファイルに合わせて、格納することが必須機能であると書いてある。その印刷データ出力に関する標準オプション機能として、印刷の PDF 等のイメージファイルを出力しても良いとなっているが、今の国保の標準仕様書上で、印刷データ出力の部分が書かれていないように思える。

帳票印刷のために使う CSV 形式のファイルは、各ベンダーで帳票レイアウトから推察し、自由にデータレイアウトで作って良いということなのか、もしくはこれから現在の基本データリストのような形で、リストを作成していくのかが分からないため、方針を教えてください。

→国民健康保険の仕様書における第 1.0 版のデータ出力条件に関する記載については、基本的に機能要件でリスト化される対象が明確になった上で、本紙の中で、外部委託用ファイルを作成するために CSV 切出しができる、というところまでを示しているという認識。

ご発言については、データ出力条件で書かれていない部分が読み取りづらいという趣旨と受け止めたが、齟齬がないかを確認させていただけないか。

→国保の標準仕様書には、EUC 出力機能と同じところに、一覧表形式で CSV データ出力に関して記載されているが、横並び調整方針で書かれているのは、大量印刷発送の際の話であると認識

している。

例えば、今後、標準準拠システムがガバメントクラウド上で構築された後は、クラウドからデータを送信して高速プリンターで大量出力することは非現実的であるため、外部委託が可能となるよう CSV データの出力機能を実装必須機能と整理しているものと認識している。

しかし、外部委託先で帳票を作成する際の帳票レイアウトは存在するが、帳票レイアウトに出力する CSV ファイルの仕様は存在していないように見えるため、CSV のデータレイアウトというのは各ベンダー各々で作成して良いのかを確認したいという趣旨である。

→一括で出力が必要な帳票或いは外部委託が想定される帳票については、第 1.0 版の標準仕様書において、外部委託が可能であることや CSV の出力ができることという要件を、機能要件そのものに示し、補足として、本紙においてアウトソーシングに使用していただきたい旨を記載している。

ご指摘のとおり、ファイルのレイアウトについては明確にしておらず、ベンダーの実装方針に委ねると整理をしている。この点については、現時点では、事務局としては方針を変えることは考えておらず、基本的にはベンダーにおいてレイアウトについて対応いただきたいと考えている。

→国保における方針については理解したが、国保だけではなく、横並び調整方針に係る事項であるため、デジタル庁における整理が重要であると考ええる。

→横並び調整方針については、デジタル庁において業務横断的な観点から整理しており、随時更新していく必要があると考えている。国保における検討も踏まえ、各業務でどうあるべきかしっかり検討し、詳細化していきたいと思っている。

<項番 3> 制度改正に関する要件の取り込みについて。

- 【資料 No. 1】 15 ページの QR コード対応の機能要件にも記載されている共通納税システムとのやりとり部分については、当社においても、国保だけではなく、他の税目と合わせて、全庁的に使用する収納システムで対応する方針である。そのため、この記載についても、他の収納関連の要件にも記載されているのと同様に、全庁的な収納システムで対応する場合は、そちらでの対応が可能となるといった趣旨の留意事項を記載する等の対応していただきたい。

→全庁的に統合収納で対応する場合を考慮した記載を行うようにというご意見だと理解した。

統合収納機能については、標準仕様書の本紙において、一括で取扱いを明記しております。そのため、今回追加する機能の部分についてもそちらの記載により包含されるので、ご覧いただきたい。

<項番 4>

- 【資料 No. 1】 の 17 ページの第 1.1 版への取込有無において、#1～#6 までが取込みなしとなっている。#1～#6 の取り込み時期はいつごろになるのか現時点での方向性を確認したい。

今年の 9 月 30 日の関係府省会議において、デジタル庁から出された「標準化のために検討すべき点」という資料の中で、標準仕様書の改版に関する考え方が示されており、2022 年度までは改版を考え、それ以降、2025 年度までについては原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上見直しを行うという記載がある。

基本的に今年度で一旦標準仕様書をフィックスした上で 2025 年までは改版しない（制度改正は除く）という方針が示されたと理解をしている。それを踏まえると、17 ページにある #1～#6 については、2026 年度以降の協議になるのか、それともデジタル庁とやりとりした上で、来年度も改版が生じるのか、現時点で事務局側の見解を示してほしい。

→【資料 No. 1】の17 ページに記載している#1 と#2 のマイナポータルびったりサービスと引越しワンストップサービスについては、現在、デジタル庁において検討している内容であるので、状況を共有させていただいた上で、デジタル庁或いは事務局のいずれかで対応時期が明確になったタイミングで取込みを行っていく予定である。

#3 の帳票のユニバーサルデザインについては、後期高齢者医療制度等で検討が進んでいる状況であるため、その他業務の状況を踏まえて、国保として取込むことができるものがあれば、第1.1 版にて取込んでいく状況である。本件については、追って事務局からご回答する。

#4 の政令市向け標準仕様書については、可能な限り国保の方での取込み検討を行い、デジタル庁の枠組みの中で決まったものについても可能な限り第1.1 版へ取り込んでいき、3 月の公開時に反映をしたいと考えている。

#7 以降は第1.1 版（案）で取り込む予定としている。

→#5 の地方単独事業については、各都道府県市町村にて、多岐にわたる助成制度があるということ認識している。

そのため、まずは厚生労働省において、実態把握をした上で、国保システムにどのように取り組むか検討していく必要があると考えている。

#6 の特定健診機能については、国保だけでなく省内の関係部局とも情報共有しながら検討を進めているところである。実際どのような運用がされているのか、実態の把握等も踏まえた上で検討を進めたいと思っている。具体的な検討については、令和5 年度から始めたいと考えており、準備を進めているところである。

→結論としては、それぞれの内容を踏まえて、来年度以降も継続して仕様変更が発生する可能性があるという認識した。

- 厚生労働省の説明にて、地方単独事業に関する機能要件のところ、全国の多くの自治体で様々な独自の事業を行っており、やり方も様々であるため、対応を検討していきたいという認識で良いのか

→現在、各都道府県で行っていただいている地方単独事業のそれぞれの性格をどうこうするというのではなくて、まずは現在行われている事業の実態を把握するために、情報を収集し、その特性を理解するということである。

国保システムにどのように取り込むのかということについても、その上で検討しなければいけないのではないかと考えている。

→【資料 No. 1】の17 ページの#6 の特定健診について、昨年標準化対応のワーキングチームで、健診システムに関して、健康管理側では議論が行われていないため、市町村の業務上必要な機能に欠落が生じないよう、議論すべきであるという意見を出させていただいているところであるので、その際お送りしたものも含めて、改めてご検討いただきたい。

→健康局とも情報共有しながら進めて参りたい。いただいたご意見についても、引き続き検討させていただきたい。

< 項番 5 >

- ご意見なし

< 項番 6 >

- ご意見なし

<全体を通して>

本日の次第には取り上げられていなかったが税等その他分野と異句同義語については、市区町村の現場や住民の方々が混乱することが懸念されていることから、デジタル庁において横並び対応事項等でご配慮いただけるとありがたい。

以上